

青森県エリア共同利用型  
データ連携基盤構築等業務

総合評価一般競争入札説明書

青森県総合政策部DX推進課

## 1 業務の概要

本入札説明書は、「青森県エリア共同利用型データ連携基盤構築等業務」において、仕様書に定めるデータ連携基盤及び各種サービスの要件等を効率よく確実に実現するための技術力について評価するとともに、次年度以降に想定される運用保守に係る費用等を提示してもらうことにより、構築費用のみならず、次年度以降に継続利用した場合に発生する費用も総合的に考慮して落札者を決定する総合評価一般競争入札の実施に関し必要な事項を定める。

なお、この総合評価一般競争入札については、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）及び青森県財務規則（以下「財務規則」という。）の規定に基づき実施する。

## 2 業務の名称

青森県エリア共同利用型データ連携基盤構築等業務

## 3 業務の仕様

別添青森県エリア共同利用型データ連携基盤構築等業務 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 5 入札方法

- (1) 本入札は、総合評価一般競争入札により行う。入札者は、入札書とともに本入札説明書に定める見積書及び技術提案書を提出しなければならない。
- (2) 本入札は、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度の対象とするため、次の事項について予め承知すること。
  - ア 調査基準価格を下回る入札を行った者は、必ずしも落札者とならない場合があること。
  - イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、入札後の低入札価格調査に協力すること。

## 6 入札参加資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 単独企業に関する要件

- ア 施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 本入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、本県の「物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領」（平成 12 年 1 月 21 日付け青管第 912 号）の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 本入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- エ 令和 6 年 2 月 13 日青森県告示第 86 号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和 7 年 2 月 10 日青森県告示第 60 号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は令和 8 年 2 月 12 日青森県告示第 65 号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、入札の日までに、役務の提供を受ける契約において、電子計算組織に係るもの（業種 U）を登録し、かつ、A の等級に格付けされた者であること。
- オ 本入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- カ 青森県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## （2）共同企業体に関する要件

- ア 各構成員は、（1）のアからウまでの要件を全て満たしていること。
- イ 構成員の 1 者以上の者が（1）のエの競争入札資格を満たしていること。
- ウ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- ・ 目的
  - ・ 名称
  - ・ 事業所の所在地
  - ・ 成立の時期及び解散の時期
  - ・ 構成員の住所及び名称
  - ・ 代表者の名称

- ・代表者の権限
- ・構成員の出資の割合
- ・運営委員会
- ・構成員の責任
- ・取引金融機関
- ・決算
- ・利益金の配当の割合
- ・欠損金の負担の割合
- ・権利義務の譲渡の制限
- ・業務途中における構成員の脱退に対する措置
- ・構成員の除名
- ・業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- ・解散後の契約不適合責任
- ・解散後の著作権
- ・その他必要な事項

カ 各構成員は青森県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 7 入札説明書の交付方法

令和8年4月10日（金）から同年5月22日（金）までの間に青森県ホームページ  
([https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/seisaku/dxsuishin/datarenkei\\_nyusatsu.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/seisaku/dxsuishin/datarenkei_nyusatsu.html))（以下「DX推進課のホームページ」という）から入手すること。

## 8 入札に関する問合せ

### (1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより下記23の本入札の担当部署に令和8年4月22日（水）午後5時までに提出することとする。原則として、訪問や電話による質問は受け付けない。

### (2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和8年4月24日（金）までに質問者に電子メールにより回答するほか、DX推進課のホームページに質問者名を伏せて回答を公開する。

## 9 入札参加の手続き

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、次の事前提出物を作成の上、電子メールにより下記 23 の本入札の担当部署に令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時までに提出すること。
  - ア 入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
  - イ 共同企業体協定書  
共同企業体にあつては、本件業務に係る共同企業体協定書（押印省略不可）を作成し、提出すること。
- (2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は応じなければならない。
- (3) 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

## 10 資格審査について

- (1) 9(1)により提出のあつた書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 8 年 5 月 1 日（金）までに通知する。

## 11 入札書の作成

- (1) 本件入札は紙による。
- (2) 入札書（様式第 3 号）に記載する金額は、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 契約希望金額は、本業務に係る費用の総額とし、プロジェクト管理・設計・開発・テスト・ドキュメント作成に係る費用のほか、パブリッククラウドの利用料、回線費用などデータ連携基盤及びサービスの構築に必要となる一切の費用を含むこと。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札書の宛名は「青森県知事 宮下 宗一郎」とすること。
- (6) 入札書は、入札件名のほか、入札者の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入し、代表者印を押印すること。入札書は、入札件名、入札書提出期限及び入札者の商号又は名称、代表者氏名を表記した封筒に入れ、密封

して提出しなければならない。

- (7) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、入札辞退届（任意様式）を電子メール、郵便又は持参の方法により提出することにより、入札を辞退することができる。
- (8) 入札者は、施行令、財務規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (9) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (10) 入札内訳書（様式第4号）を入札書に添付して提出すること。
- (11) 仕様書に定める運用保守の要件等をもとに、令和9年度以降の運用保守経費の見積書（様式第5号）を作成し、入札書とともに併せて提出すること。
- (12) 入札者は、(10) による入札内訳書又は (11) による見積書を提出しないときは、入札を辞退したものとみなす。

## 12 見積書の作成

令和9年度から令和13年度までの5年間における運用保守に要する経費に係る見積書は、様式第5号によるものとする。

- (1) 金額欄には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、パブリッククラウドのサービス利用料、回線費用などデータ連携基盤及びサービス（オープンデータカタログサイト、庁内用及び公開用GIS、道路除排雪情報一元化マップ、道路除排雪機械ダッシュボード等）の運用に必要な一切の費用を含むこと。

- (2) 仕様書に定める運用保守の要件及び下記ア～エの要件をもとに、運用保守の見積書を作成すること。

ア データ連携基盤共同利用の参画市町村数は、35市町村を想定する。

イ データ連携基盤、オープンデータカタログサイト、庁内用及び公開用GISは通年稼働するものとする。

ウ 道路除排雪情報一元化マップ及び道路除排雪機械ダッシュボードの稼働期間は4月1日～5月31日及び11月1日から3月31日までの計7か月間とする。

エ 道路除排雪機械ダッシュボードの実装のために導入するBIツールは、4月1日から3月31日まで年度を通じて利用する。

- (3) 内訳については、各区分に従い記載し、備考欄には、必要に応じ積算内

訳等を記載すること。

なお、次年度以降の運用保守に必要な経費で、区分に記載のない項目については、その他の欄に記載し、備考欄に記載すること。

#### (4) その他必要と認める事項

### 13 技術提案書の作成

仕様書に定めるデータ連携基盤及び各種サービスについて、要件等に基づき、実装する方法等について網羅的に記載すること。

また、下記 17 の技術提案審査会において予定する庁内用及び公開用 GIS のデモンストレーションに必要な資料がある場合は合わせて提出すること。この場合、技術提案書本体と別葉とすること。

#### (1) 記載上の留意点

ア 技術提案書は任意の様式により提出するものとする。

イ 評価事項を証明する資料は全て A 4 版、横向きとし、①基本的事項②データ連携基盤・サービス構築③運用保守・研修等④セキュリティ⑤追加提案の順序で記載すること。

ウ 表紙を作成すること。表紙には、表題として「青森県データ連携基盤構築等業務委託総合評価に係る提案書」と記載すること。

エ 目次を記載すること。

オ 提案書のページ数の上限は定めない。

カ 使用する言語は日本語とする。提案内容は、文章で簡潔に記述し、必要に応じて文章を補完するための図表等を使用して分かりやすくすること。やむを得ず専門的な用語等を用いるときは、同一ページに脚注を付けること。

キ 文字は、図表や注釈等を除き、11 ポイント以上の大きさとする。

#### (2) 技術提案書と仕様書の対応関係の明確化

技術提案書記載内容と仕様書要求項目の対応関係を明確にするため、仕様書「別紙 1 要件一覧」における「提案書記載箇所」の欄に、提案書の該当ページや行などを記載し、提出すること。

#### (3) 技術提案書の取扱い

技術提案書には、入札書および見積書に記載された金額に基づき実現可能な内容を記載し、各書類間の整合性を確保すること。ただし、技術提案書に記載された内容については、発注者との協議により、見直す場合がある。

### 14 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

青森県財務規則第 159 条の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上の金額（契約保証金の納付に代えて提供されたときの担保も含む。）を納付させる。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

**15 入札の無効条件**

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (3) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (4) 押印のない入札書による入札
- (5) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (6) 入札金額が 0 円の入札
- (7) 入札書の金額、入札者の商号又は名称その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 入札内訳書（様式第 4 号）又は見積書（様式第 5 号）の提出がない入札
- (9) 入札金額と入札内訳書の金額が異なる入札
- (10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (11) 政令、財務規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

**16 入札書、見積書及び技術提案書等の提出等について**

入札書、見積書及び技術提案書の提出方法等については下記（1）～（3）によること。

(1) 提出方法

- ・持参又は郵便とする。

- ・郵便による場合は、二重封筒により書留郵便とし、中封筒には入札書（様式第3号）、入札内訳書（様式第4号）及び見積書（様式第5号）を入れて封印の上、入札件名、入札書提出期限及び入札者の商号又は名称、代表者氏名を表記すること。また、表封筒には「令和8年5月29日開札 青森県エリア共同利用型データ連携基盤構築等業務委託に係る総合評価一般競争入札 入札書在中」と朱書きの上、中封筒及び技術提案書を同封の上、青森県総合政策部DX推進課長宛てに「親展」により下記23の本入札の担当部署に送付すること。

## （2）提出部数

### ア 入札書、入札内訳書及び見積書

各1部（同一の封筒に入れ、密封して提出）

### イ 技術提案書

- ・正本（紙） 1部

表紙に件名を記載し、散逸がないように綴じること。

- ・副本（CD-R または DVD-R） 1部

技術提案書の PDF 形式の電子ファイルを記録した CD-R または DVD-R を1部提出すること。CD-R または DVD-R 及びそのケースにはラベルを貼付すること。

### ウ 仕様書「別紙1 要件一覧」（技術提案書 附属書類）

- ・正本（紙） 1部

A3版により提出するものとする。

- ・副本（CD-R または DVD-R） 1部

技術提案書と同一媒体に保存し、提出するものとする。

## （3）提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時必着とする。

## 17 技術提案審査会

提案書の提出期限以後、開札日までの間に、技術提案審査会を開き、技術提案書に関する質疑応答、入札参加者による庁内用及び公開用GISのデモンストレーションを行う。

### （1）技術提案審査会の内容及び時間について

技術提案審査会は1者当たり1時間程度とし、内容及び所要時間の目安は下記のとおりとする。

① 庁内用及び公開用GISのデモンストレーション 20分

② 技術提案書に関する質疑応答 40分

日時及び場所は入札参加者に別途通知する。

## (2) 出席者について

入札参加者から技術提案審査会への出席者は5名以内とすること。また、主たる説明者は、本委託業務のプロジェクト管理業務に従事することを予定している者とする。

## (3) 技術提案審査会当日

- ア 事前に指定された時間までに集合すること。
- イ 質疑応答時において、技術提案書に係る資料の追加は一切認めない。
- ウ 質疑の時間が限られているため、質問に対しては簡潔に答えること。
- エ 技術提案審査会における発言や応答については、技術提案があったものとして取り扱う。
- オ デモンストレーションの際、資料投影用モニター（50～60インチ）を使用することができる。ただし、モニターに接続するPC等及びインターネット接続環境は入札参加者が用意すること。
- カ デモンストレーションでは、技術提案審査会のメンバー5名がGISの操作を体験できること。そのための端末（PC、タブレット等）及びインターネット接続環境は入札参加者が用意すること。

## 18 落札者の決定

落札者は、別添「落札者決定基準」に基づき、入札価格、見積書価格及び技術提案書の内容を評価した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査制度に基づく調査基準価格を下回る入札を行った場合、総合評価点が最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

## 19 再度の入札

入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、後日県が指定する日において、直ちに再度の入札を行う。

## 20 入札結果の公表

入札結果は、入札参加者に対し、次に掲げる項目について文書で通知を行う。また、その概要についてホームページにて公表するものとする。

### (1) 結果の通知

- ア 件名「青森県エリア共同利用型データ連携基盤構築等業務」総合評価一般競争入札
- イ 開札（審査）結果

ウ 結果に対する問合せ先

エ 今後の手続き

(2) 結果の公表

ア 件名 青森県エリア共同利用型データ連携基盤構築等業務に係る総合  
評価一般競争入札

イ 開札（審査）結果

## 21 入札の日程

入札に関する手続き及び時期は以下のとおりである。

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| (1) 入札公告                | 令和8年4月10日（金） |
| (2) 質問書の提出期限            | 令和8年4月22日（水） |
| (3) 質問書への回答             | 令和8年4月24日（金） |
| (4) 事前提出物の提出期限          | 令和8年4月30日（木） |
| (5) 事前提出物の審査結果の通知       | 令和8年5月1日（金）  |
| (6) 入札書、見積書及び技術提案書の提出期限 | 令和8年5月22日（金） |
| (7) 技術提案審査会             | 令和8年5月28日（木） |
| (8) 入札書及び見積書の開札         | 令和8年5月29日（金） |
| (9) 落札者の決定・通知・公表        | 令和8年5月29日（金） |
| (10) 契約締結               | 令和8年6月5日（金）  |

## 22 提出書類等の取扱い

- (1) 原則として返却しない。
- (2) 入札参加者は、提出する書類が青森県情報公開条例（平成11年青森県条例第55号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出すること。

## 23 本入札の担当部署

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県総合政策部DX推進課暮らし・行政DX推進グループ

電話 017-734-9179

電子メール dxsuishin@pref.aomori.lg.jp

## 24 その他

- (1) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後

日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

- (2) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) この調達に関する訴えについては、青森県青森市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。